

江東区児童相談所等複合施設 住民説明会

令和6年11月9日（土）

江東区こども未来部児童相談所開設準備担当

説明会の開催にあたってのお願い

- ・ スマートフォン、携帯電話は電源を切るかマナーモードに設定をお願いします。
- ・ 説明会の進行中は私語などをお控えください。
- ・ 全ての説明終了後に質疑応答を行います。
- ・ 今回いただいたご意見は今後の参考にいたしますので、記録させていただきます。
- ・ 説明会の円滑な進行に、ご協力をお願いいたします。

目 次

■ 説明（30分）

- 1. 全国・東京都・江東区の現状・・・・・・・・・・ 4
- 2. 江東区児童相談所等複合施設について・・・・・・ 1 2
- 3. 各施設概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 6
- 4. 今後のスケジュール・・・・・・・・・・・・・・ 2 3
- 5. 問い合わせ先・・・・・・・・・・・・・・ 2 5

■ 質疑応答（30分）

1. 全国・東京都・江東区の現状

児童虐待とは・・・

児童虐待とは保護者または保護者に代わる養育者が、こどもの心身を傷つけ、健やかな成長や発達を損なう行為



心理的虐待

言葉による脅し、無視、きょうだいの間での差別的扱い、こどもの前での暴力や激しい言い争い(面前DV)など

身体的虐待

殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、やけどを負わせる、おぼれさせるなど



ネグレクト

食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、重い病気にかかっても病院につれていかないなど

性的虐待

こどもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど



こどもに対する重大な権利侵害

1. 全国・東京都・江東区の現状

こどもの虐待はどうして起こるのか・・・

多くの場合、一つのことが原因ではなく、様々な要因が複雑に絡み合うことで、こどもの虐待が起こります。

児童虐待のリスク要因

親の要因

- 育児不安
- 親自身のトラウマ
- 病気・障害

こどもの要因

- 性格・特性
- 病気・障害

家庭を 取り巻く要因

- 経済的不安
- 不安定な夫婦関係
- 地域からの孤立

虐待発生
リスク大

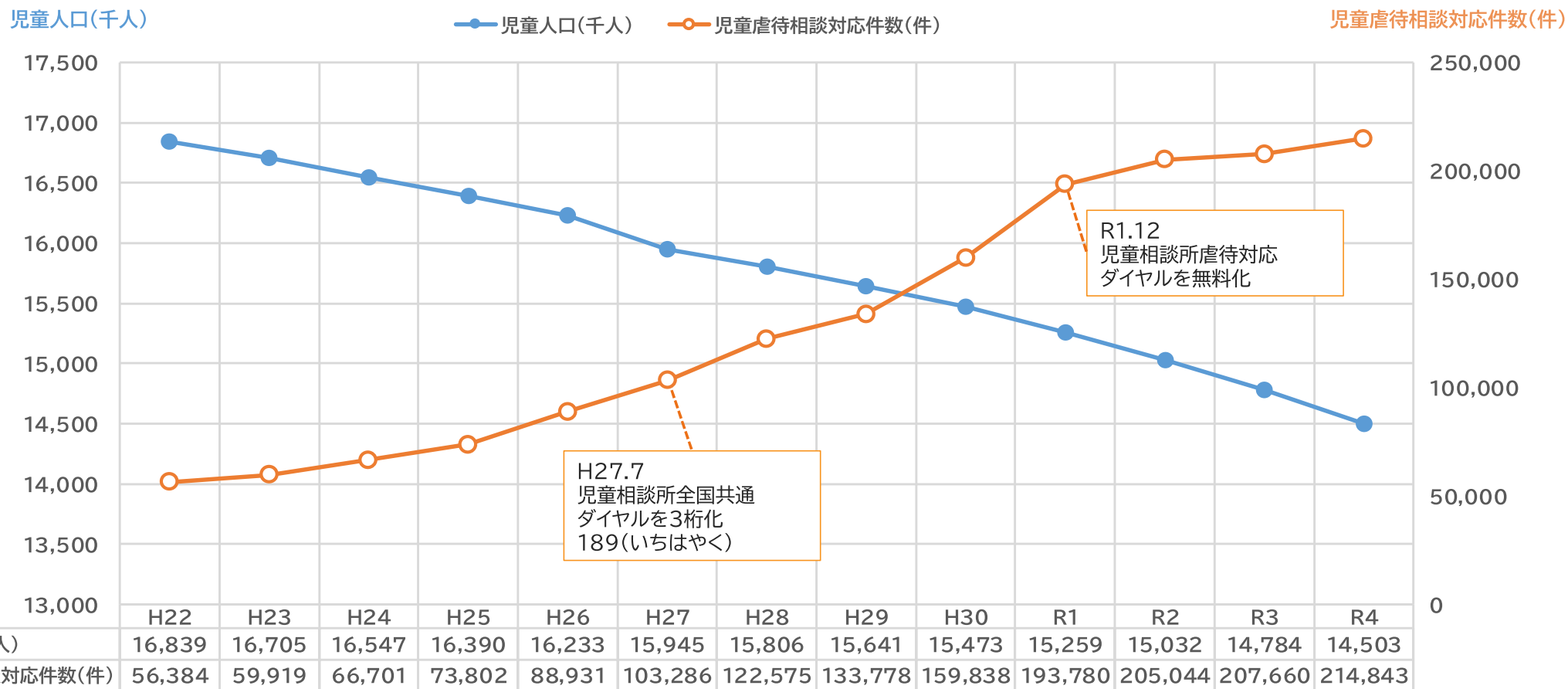
家庭環境は外からはなかなか見えづらい

心理的に親子の問題を他人に相談しづらい

- 様々な支援を組み合わせることで家庭を支えることが虐待防止に有効
- 「周囲に頼る」「周囲が手を差し伸べる」仕組みづくりが重要
- 地域の方やご近所の皆さんの助けが必要です

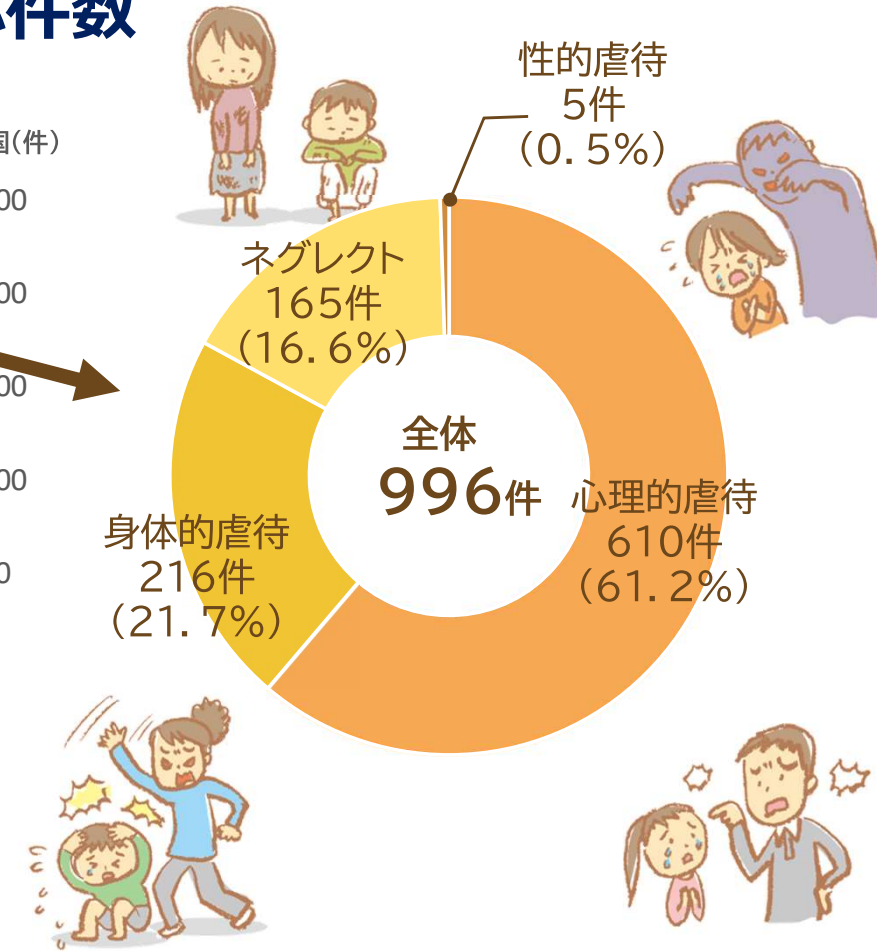
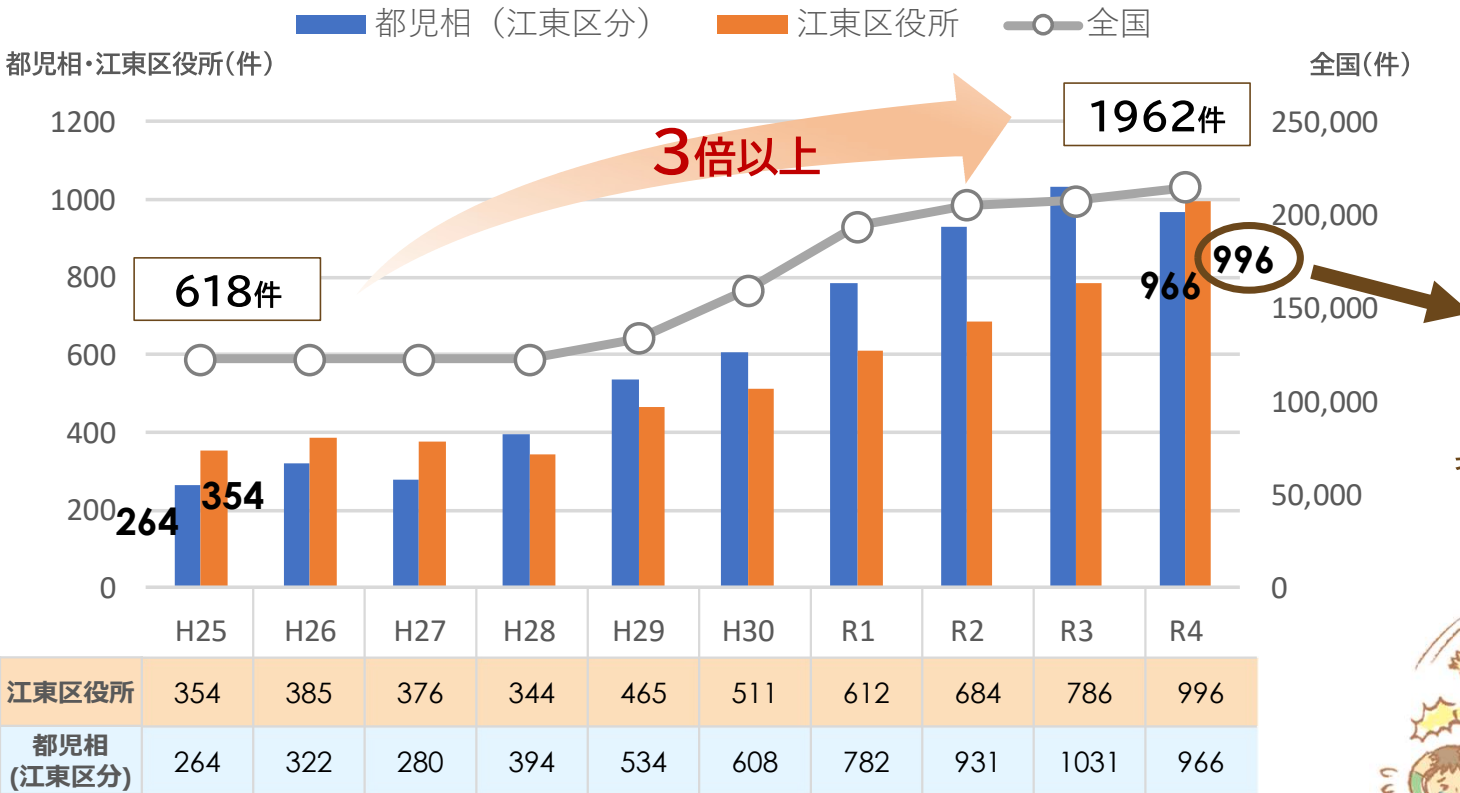
1. 全国・東京都・江東区の現状

全国の児童人口と児童虐待相談対応件数の推移



1. 全国・東京都・江東区の現状

全国と東京都（江東区）の児童虐待相談対応件数



1. 全国・東京都・江東区の現状

東京都の児童相談所の設置状況

東京都には11か所の都立児童相談所があり、それぞれの担当地域を管轄しています。



1. 全国・東京都・江東区の現状

23区における児童相談所の設置状況

平成28年に児童福祉法が改正され、都道府県・政令市に加え、「特別区（23区）」においても設置できるようになりました。

開設 ↓		開設区			計
	2年度	世田谷区	江戸川区	荒川区	3区
	3年度	港区			1区
	4年度	中野区	板橋区	豊島区	3区
	5年度	葛飾区			1区
	6年度	品川区			1区

■ 区が児童相談所を設置するメリット

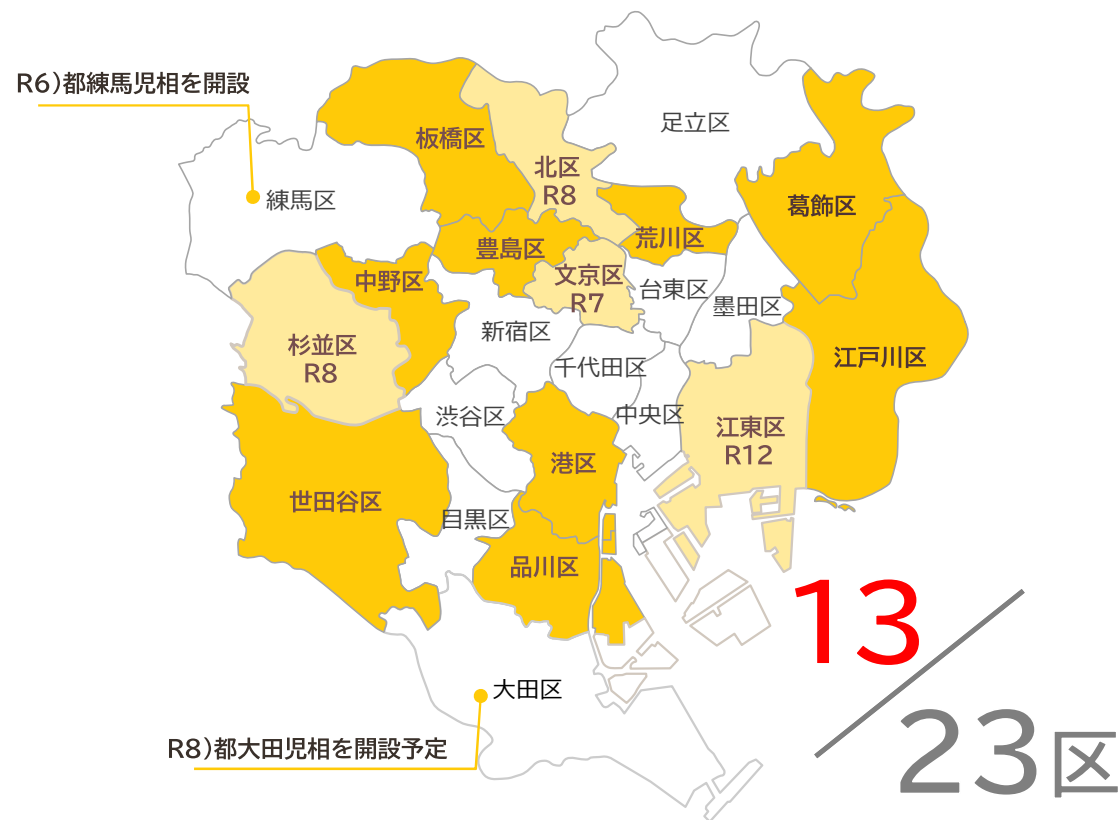
- 住民に一番身近な自治体
- 切れ目のない児童相談行政を展開
- 区関係部署が連携した総合的アプローチ
- 地域全体でのきめ細やかで包括的な対応

1. 全国・東京都・江東区の現状

23区における児童相談所の設置・予定状況

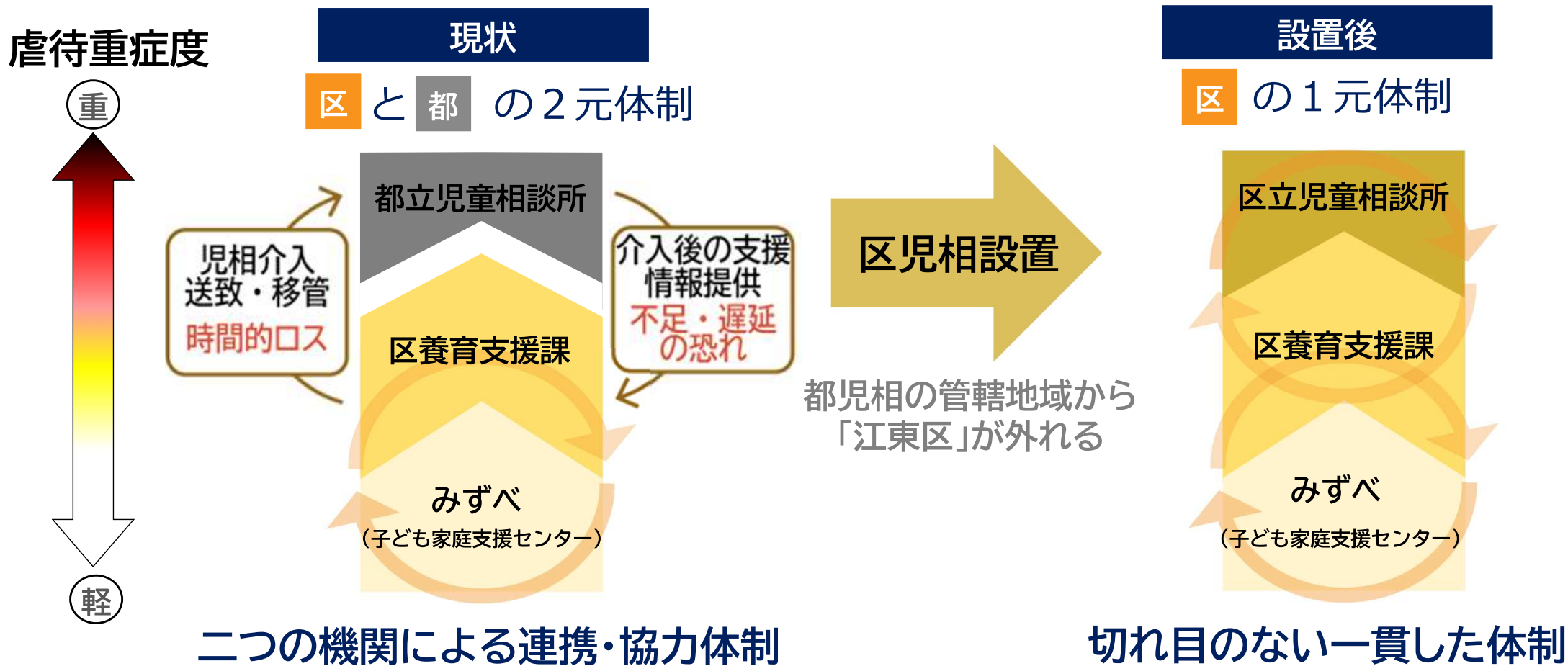
平成28年に児童福祉法が改正され、都道府県・政令市に加え、「特別区（23区）」においても設置できるようになりました。

		開設区（予定区）	計
開設	2年度	世田谷区 江戸川区 荒川区	3区
	3年度	港区	1区
	4年度	中野区 板橋区 豊島区	3区
	5年度	葛飾区	1区
	6年度	品川区	1区
予定	7年度	文京区	1区
	8年度	杉並区 北区	2区
	⋮		
	12年度	江東区	1区



1. 全国・東京都・江東区の現状

区の児童相談体制（現状・設置後）



2. 江東区児童相談所等複合施設について

施設整備方針

1 整備予定地

潮見 2－8－8（区有地）

2 開設年度

令和 1 2 年度

※令和9年度時点において、
開設準備状況(人材確保状況等)を総合的に
判断し、開設年度について最終判断



2. 江東区児童相談所等複合施設について

施設整備方針（施設規模）

1 敷地面積

7,445.61m²の一部

2 施設規模

建築面積：約3,000m²

延床面積：約7,500m²

階 数：3～4階建



施設整備に必要な面積が確保可能

2. 江東区児童相談所等複合施設について

複合施設の概要（施設機能①）



児童相談所	養育支援課
●虐待窓口・対応（重度） ●専門相談 ●家庭復帰支援	●虐待窓口・対応（軽度～中程度） ●支援サービス調整・提供 ●地域の関係機関の連絡・調整機関
一時保護所	みずべ(子ども家庭支援センター)
●一時保護 ●権利擁護 ●生活環境の保障	●子育て相談 ●子育てひろば ●リフレッシュひととき保育

すべての機能をひとつの建物に集約しそれぞれの強みを活かした

こどもと家庭を総合的に支援するための拠点となる施設を整備

2. 江東区児童相談所等複合施設について

複合施設の概要（施設機能②）

こどもと家庭を **ハード面** から支援

こどもと家庭を **ソフト面** から支援

つながりの創出

子育て中の親子が気軽に集い、相互交流
子育て不安や悩みを相談できる環境を整備

情報発信

地域の子育て支援サービスを円滑に情報提供

子育て総合相談窓口

こどもと家庭に関わる幅広い相談対応

虐待通告窓口

虐待通告の窓口を一元化し、確実に情報を集約
迅速に適切な機関へつなぐ

重層的支援

課題を抱える様々な家庭に柔軟に対応できる支援体制

専門相談支援

福祉・心理・保健の専門職員による寄り添い支援

一時保護

虐待、家出、保護者不在（急病、急死、逮捕）等により
緊急に保護が必要な児童を確実に保護

地域のネットワークを活用した支援

地域の関係機関の調整役
培ってきた地域との関係性等で迅速な支援

3. 各施設概要（児童相談所）

法律に基づく強力な権限をもち、高度な専門性が必要な相談や児童虐待に対応します

【主な業務（相談内容）】

- 養護相談・・・養育困難や虐待、養子縁組などに関する相談
- 障害相談・・・身体や精神の発達状況に関する相談
- 非行相談・・・
 - ぐ犯行為（家出など）
 - 触法行為^(※)などに関する相談
- 育成相談・・・しつけ、不登校などに関する相談
- 保健相談・・・低出生体重児、小児疾患などに関する相談
- その他

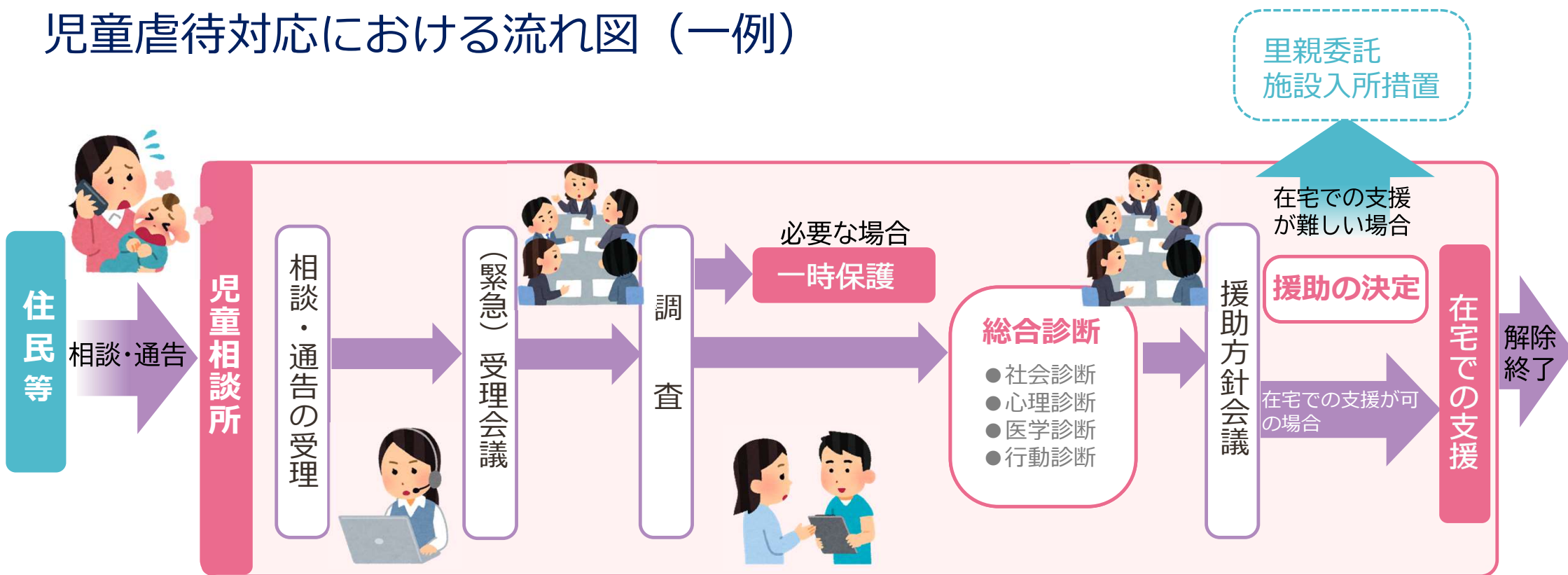
(※) 触法行為・・・：14歳未満の者が行った刑罰法令に触れる行為

相談別状況（R4都全体）

相談種別	件数	割合
養護	38,035	67.9%
保健	505	0.9%
障害	6,737	12.0%
非行	2,223	4.0%
育成	5,474	9.8%
その他	3,036	5.4%

3. 各施設概要（児童相談所）

児童虐待対応における流れ図（一例）



3. 各施設概要（一時保護所）

虐待等を理由に保護を必要とするこどもを一時的に保護するための施設

【対象】

虐待、虐待以外の養護の状況、非行などの理由により保護が必要なこども（概ね2歳以上18歳未満）

【機能】

こどもの安全が確保でき、安心して過ごせる機能
（こどもの心身の状況、置かれている環境などを把握）

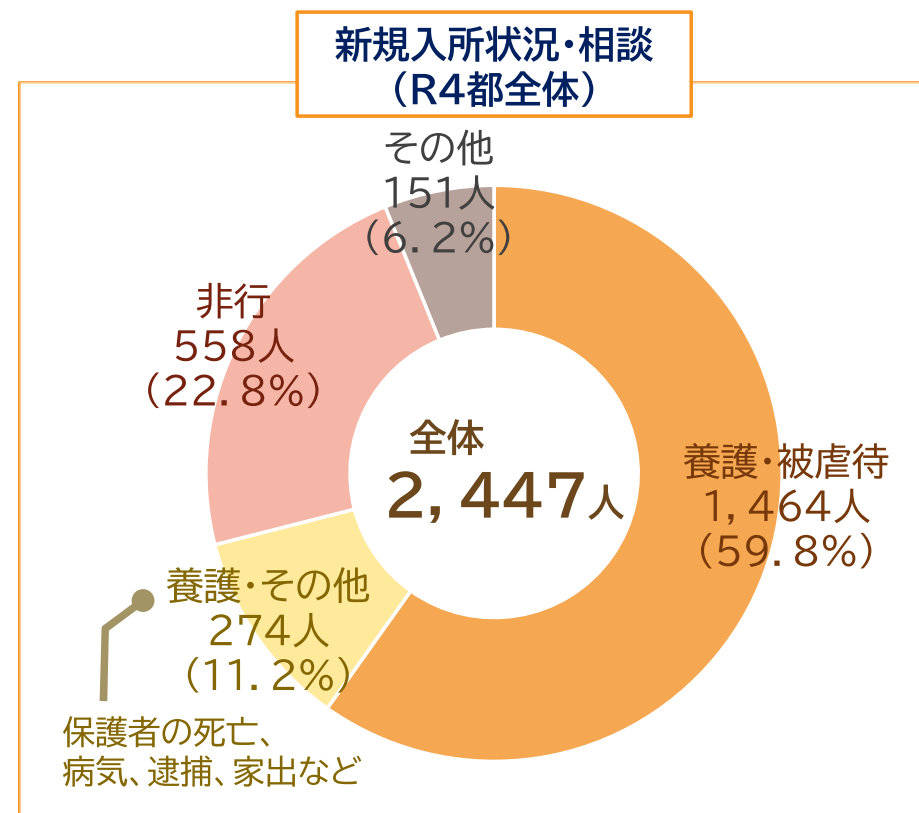
【保護期間】

原則として2か月以内

【定員】

30人（学齢男子：12人、学齢女子：12人、幼児：6人）

※緊急の保護など定員に関わらず柔軟に対応



3. 各施設概要（一時保護所）

一時保護所の生活

- 幼児と学齢児以上に分かれ、日課により生活
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導
- 教員資格を持つ職員による、こどもの学力に合わせた学習指導
- 栄養バランス・アレルギーに配慮した、楽しい雰囲気の中での食事提供
- レクリエーションとして、運動会、お楽しみ会など季節に応じた行事の開催

こども達の一日の生活

(例) 幼児（未就学児）の日課



(例) 学齢児（小学生）の日課



3. 各施設概要（養育支援課）

こどもと家庭が安心して生活を送れるように、関係機関と連携し、様々な支援サービスを活用しながら、各家庭の状況に応じた寄り添い支援を行います

- 虐待相談窓口（軽度～中程度虐待）

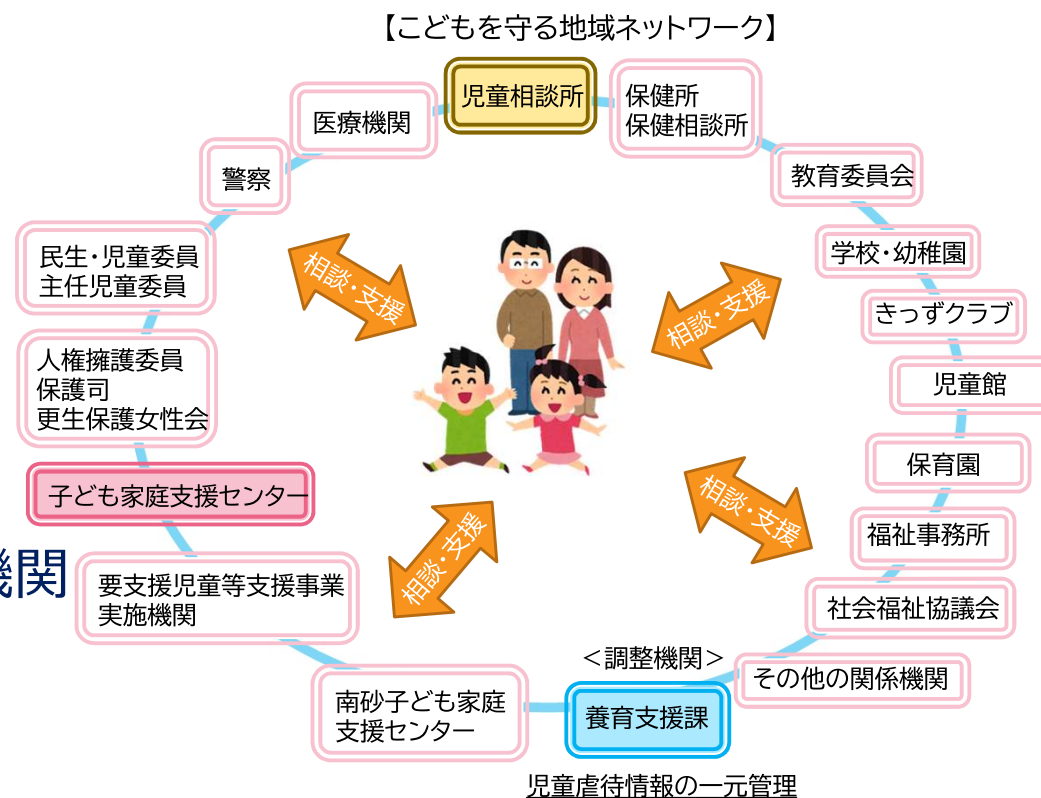
虐待等の通告相談、早期対応・早期改善

- 支援サービス調整・提供

こどもショートステイ事業などのサービスの調整・提供

- 「こどもを守る地域ネットワーク」の調整機関

庁内・地域の関係機関とのネットワークを活かした支援体制のコーディネート



3. 各施設概要（みずべ）

主に在宅で乳幼児を子育て中の親子向けに子育て支援サービスを提供します

子育てひろば

親子でゆっくり遊べるひろば
季節ごとのイベントも



リフレッシュひととき保育

保護者の方の“リフレッシュ”を目的
にお子さんを一時的にお預かり



子育て相談

ちょっとした悩みから専門的な相談
まで専門家による専門相談も実施



➤ 保護者の「育児負担の軽減」や「孤立感の解消」を図ることを目的とした施設

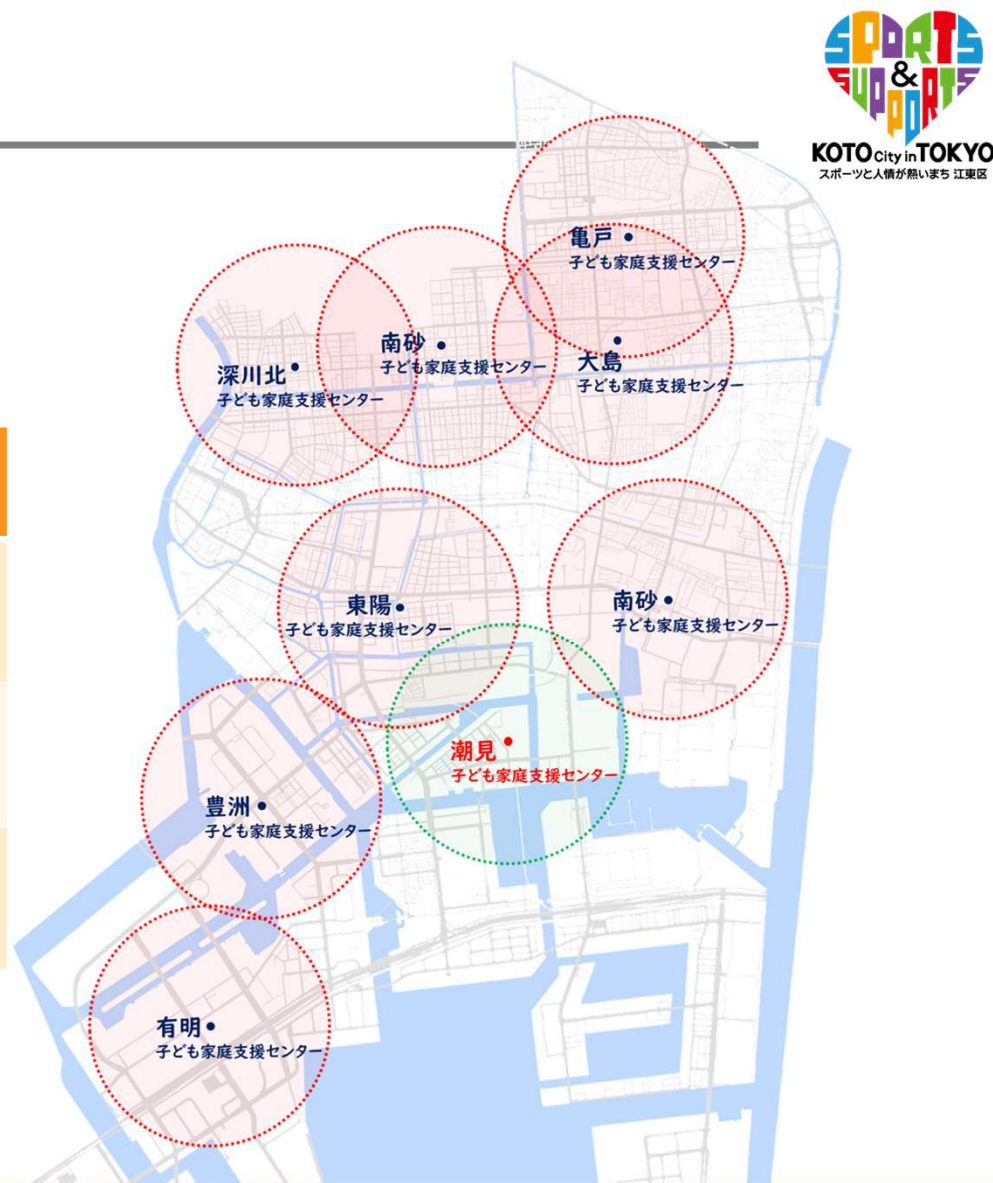
3. 各施設概要（みずべ）

みずべ（子ども家庭支援センター）

現在、区内8か所で運営しています

事業	年間利用者数	
子育て相談	8,109人	
リフレッシュ ひととき保育	17,465人	
子育てひろば	保護者/11.3万人	こども/11.7万人

多くのボランティアの方々に
活躍していただいています。



4. 今後のスケジュール

開設までのスケジュール



👉 R6.10 基本計画（素案）を策定しました

4. 今後のスケジュール

パブリックコメント

「江東区児童相談所基本計画（素案）」について、皆さまからのご意見を募集中です

【ご案内】

11月1日号区報、区ホームページ など

【募集期間】

令和6年11月1日（金）～11月29日（金）

【提出方法】

- ・ 区ホームページ（意見募集フォーム）
- ・ Fax（03-3647-7534）
- ・ メール（jidousoudan@city.koto.lg.jp）

▼意見募集フォーム



江東区児童相談所基本計画
（素案）

令和6年10月



5.問合せ先

区役所担当課

江東区役所こども未来部 児童相談所開設準備担当（担当：加納・杉山・奥川）
135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区役所8階1番窓口

- ・電 話 03-3647-9055
- ・F A X 03-3647-7534
- ・メール jidousoudan@city.koto.lg.jp